

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名			
当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」-「4の①」)	1	人	調整基準雇用者数 (2)-(16)	8	人
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」 (マイナスの場合は0))	2		税 額 控 除 限 度 額 (7)と(8)のうち少ない数	9	
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3		当期税額基準額 $(6) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	10	円
給与等支給額 (別表六(十九)付表「22」)	4	円	当期税額控除可能額 (10)と(11)のうち少ない金額	11	
比較給与等支給額 (別表六(十九)付表「30」)	5		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑭」)	12	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」 又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6		当期税額控除額 (12)-(13)	13	
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数 (マイナスの場合は0))	7	人		14	
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項					
認定年月日 (変更の認定年月日)	・ ・	事業実施地域		平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用の有無 有・無	
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑦」又は「5の⑤」 (マイナスの場合は0))	15	人	税 額 控 除 限 度 額 (16)と別表六(十九)付表「12」のうち少ない数	26	人
調整地方事業所基準雇用者数 (2)と(15)のうち少ない数	16		対象移転型特定新規雇用者数 (26)と別表六(十九)付表「13」のうち少ない数	27	
平開 成始 30す 年る 限 4事 度 月業 1年 日度 以の 計 後場 算 に合 に場 開合	地方 事業 所 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	地方 事業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数	控除対象特定新規雇用者数 (16)と別表六(十九)付表「6」のうち少ない数	28	
			非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (別表六(十九)付表「9」+「10」)	29	
			非特定新規雇用者超過数 (別表六(十九)付表「11」)	30	円
			(3) ≥ 10% 又は (1) = 0 の場合 60万円 × (17) + 50万円 × (18) + 40万円 × (19)	31	
			同上以外の場合 30万円 × (17) + 20万円 × (18) + 10万円 × (19)	32	
			地方事業所税額控除限度額 (20)又は(21) ((4) < (5)の場合は0)	33	
			当期税額基準額 $(6) \times \frac{30}{100}$	34	
当期税額控除可能額 (33)と(34)-(別表六(十八)「16」)のうち少ない金額	35				
差引当期税額基準額残額 (23)-(12)-(別表六(十八)「16」)	24		当期税額控除可能額 (25)又は(35)	36	
当期税額控除可能額 (22)と(24)のうち少ない金額	25		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑮」)	37	
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
基準年度	・ ・		地方事業所特別税額控除限度額 30万円 × ((43)-(43の内書)) + 20万円 × (43の内書)	44	円
地方 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適 用 年 度	内 人	差引当期税額基準額残額 (24)-(25)又は(34)-(別表六(十八)「16」)-(35))	45	
			当期税額控除可能額 (44)と(45)のうち少ない金額	46	
			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑯」)	47	
			当期税額控除額 (46)-(47)	48	
地方事業所特別基準雇用者数 (39)+(40)+(41)+(42) (マイナスの場合は0))	43	内	法人税額の特別控除額 (14)+(38)+(48)	49	

別表六(十九)

平三十・四・一以後終了事業年度分

別表六（十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準雇用者割合3」には、「当期の開始の前日における雇用者の数1」が零である場合には、記載を要しません。
- 3 「当期税額基準額」

$$(6) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$$
 11 には、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。
 「地方事業所基準雇用者数」
 (別表六(十九)付表「5の⑦」又は「5の⑤」) 15 は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「5の⑦」又は「5の⑤」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「又は「5の⑤」」を消します。
- 4 「(3) ≥ 8%若しくは(3) ≥ 10%又は(1) = 0の場合」

$$60 \text{万円} \times (26) + 50 \text{万円} \times (28)$$
 30 は、平成30年改正法附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(3) ≥ 8%若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(3) ≥ 10%」を消します。
- 5 「(3) < 5%又は(3) < 10%の場合」

$$30 \text{万円} \times (26) + 20 \text{万円} \times (28)$$
 32 は、平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用を受ける場合には「(3) < 5%又は」を消し、その他の場合には「又は(3) < 10%」を消します。
 「税額控除限度額」
 (30)、(31)又は(32) 33 は、平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(30)、(31)又は(32)」とあるのは、「(30)又は(32)」として記載します。
- 6 「基準年度」は、措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける若しくは受けた事業年度（同条第2項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び同項に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）又は平成30年旧措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける若しくは受けた事業年度（平成30年旧措置法第68条の15の2第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）を記載します。
 (1) 措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域において特定建物等
- 等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
- (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
- (4) 措置法第42条の11の3第2項の規定
- (5) 措置法第68条の15第1項（地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- (6) (5)に掲げる規定に係る措置法第68条の40第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
- (7) (5)に掲げる規定に係る措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
- (8) 措置法第68条の15第2項の規定
- (9) 措置法第68条の15の2第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定
- 9 「適用年度」の各欄は、措置法第42条の12第4項第14号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六（十九）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、その計算に関する明細を別添に記載して添付します。
- 10 当期が1年に満たない場合（11の場合を除きます。）には、「地方事業所特別税額控除限度額」

$$30 \text{万円} \times ((43) - (43 \text{の内書})) + 20 \text{万円} \times (43 \text{の内書})$$
 44 中「30万円」とあるのは「 $30 \text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」と「20万円」とあるのは「 $20 \text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」として記載します。
- 11 措置法第27条の12第19項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第27条の12第17項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において措置法第27条の12第19項各号又は平成30年旧措置法第27条の12第17項各号に掲げる場合に該当する場合には、「地方事業所特別税額控除限度額」

$$30 \text{万円} \times ((43) - (43 \text{の内書})) + 20 \text{万円} \times (43 \text{の内書})$$
 44 中「30万円」とあるのは「 $30 \text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$ 」と、「20万円」とあるのは「 $20 \text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$ 」として記載します。
- 12 「差引当期税額基準額残額」

$$(24) - (25) \text{又は} (34) - (\text{別表六(十八)「16」} - (35))$$
 45 は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「(24) - (25)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「又は(34) - (別表六(十八)「16」 - (35))」を消します。

中小企業者の判定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b		人	1		g
大規模法人の保有割合の株式	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c				h
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%			i
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e				j
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	計		k
					$(g) + (h) + (i) + (j)$	

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。